

東京都国民健康保険団体連合会への請求方法について  
 (県外受診分に係る医療機関等の請求方法)

東京都国民健康保険団体連合会

【例1】 福島県市町村国保

医療機関：東京都

診療報酬明細書 (歯科) 平成 年 月分 医療機関コード 13 \*\*\*\*

-						-																	
公費						公受																	

保険 07 10割

<計算例>

保険	1,000 × 10割 = 10,000円
患者負担	0円

**現物給付**

合計	1,000 点
決定	点
一部負担金額	円

【例2】 福島県歯科医師国保組合 (073015)  
 福島県医師国保組合 (073023)

医療機関：東京都

診療報酬明細書 (歯科) 平成 年 月分 医療機関コード 13 \*\*\*\*

-						-																	
公費						公受																	

保険 073 7割

福島県の子ども医療(法制8007\*\*\*\*)は、国保連合会へは請求できません

<計算例>

保険	1,000 × 7割 = 7,000円
患者負担	1,000 × 3割 = 3,000円(償還払い)

**3割償還払い**

合計	1,000 点
決定	点
一部負担金額	円

【例3】 全国土木建築国民健康保険組合 (133033)  
 中央建設国民健康保険組合 (133264)  
 全国建設工業国民健康保険組合 (133208)

医療機関：東京都

診療報酬明細書 (歯科) 平成 年 月分 医療機関コード 13 \*\*\*\*

-						-																	
公費						公受																	

保険 133 7割

福島県の子ども医療(法制8007\*\*\*\*)は、国保連合会へは請求できません

<計算例>

保険	1,000 × 7割 = 7,000円
患者負担	1,000 × 3割 = 3,000円(償還払い)

**3割償還払い**

合計	1,000 点
決定	点
一部負担金額	円